

# 足利市立富田中学校 学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、富田中学校のすべての生徒が安心・安全な充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

## 【文部科学省の定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員は、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こりうる」という危機意識を持って、学校教育活動全体を通じた指導及び校内外の研修の充実を図り、いじめをしない・させない・許さない学校環境づくりを目指します。

また、どの子どもでもいじめの被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、日頃から生徒が発するわずかなサインを見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

学校生活は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できなければなりません。そのために、自他のかげがえのない生命の大切さについて、生徒一人一人の心に響くよう、継続して指導します。また、生徒一人一人が大切にされているという実感と互いに認め合える人間関係を根ざした学校づくりに取り組んでいきます。

## 2 いじめ未然防止に向けた取り組みについて

学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。また、道徳教育や特別活動を充実させ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を培う。

(1) 学業指導の充実…特に『学びに向かう集団づくり』に向けて

- ① 生徒がいじめ問題を自らの問題として考え、自己有用感や充実感が感じられる集団づくりに努める。
- ② 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

(2) いじめに対する実態の把握

- ① 生徒及び保護者への生活アンケートやいじめ調査の実施
- ② 学級内の人間関係を捉える調査の実施（Q-Uの活用）
- ③ 教育相談や三者相談での実態把握
- ④ 教職員間や校種間での適切な引継ぎ（配慮を要する生徒への共通理解）

(3) 教職員の組織体制の確立

- ① 「即報告・即連絡・即相談」の徹底
- ② 毎週1回の「学年主任会」「生徒指導委員会」等で、生徒の情報交換を行う。
- ③ 学習相談や教育相談を随時行い、生徒理解に努める。
- ④ 子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通う人間関係づくりを推進する。
- ⑤ 一人で抱え込まず、何でも話し合える教職員の風土づくり…職員会議等での情報交換
- ⑥ スクールカウンセラーの積極的活用

(4) 教職員研修の充実

- ① 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することのないよう細心の注意を払う。
- ② 些細な兆候でも、いじめではないかという危機意識をもつ。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、積極的な教育相談を行う。
- ④ 学期の始め・末に生徒理解の情報交換の場をもつ。

(5) 生徒会を中心に「いじめ防止活動」の推進

- ① 生徒集会を利用して、いじめの防止を訴える。

(6) 地域や関係機関との連携

- ① 学校での取り組みについての定期的な情報提供。(学校だより、ホームページの活用)
- ② 学校評議員会での情報交換。
- ③ 家庭や地域との積極的な交流の推進。(学校・学年行事での協力等)

### 3 いじめ防止対策組織について

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「問題行動対策支援チーム」を設置する。

(1) 「問題行動対策支援チーム」について

① 対策支援チームのメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭、児童生徒相談員、スクールカウンセラー

※重大事案発生時

PTA会長、学校評議員、民生委員、駐在職員も加えて協議することにより、調査や協議の公平性や中立性を確保する。

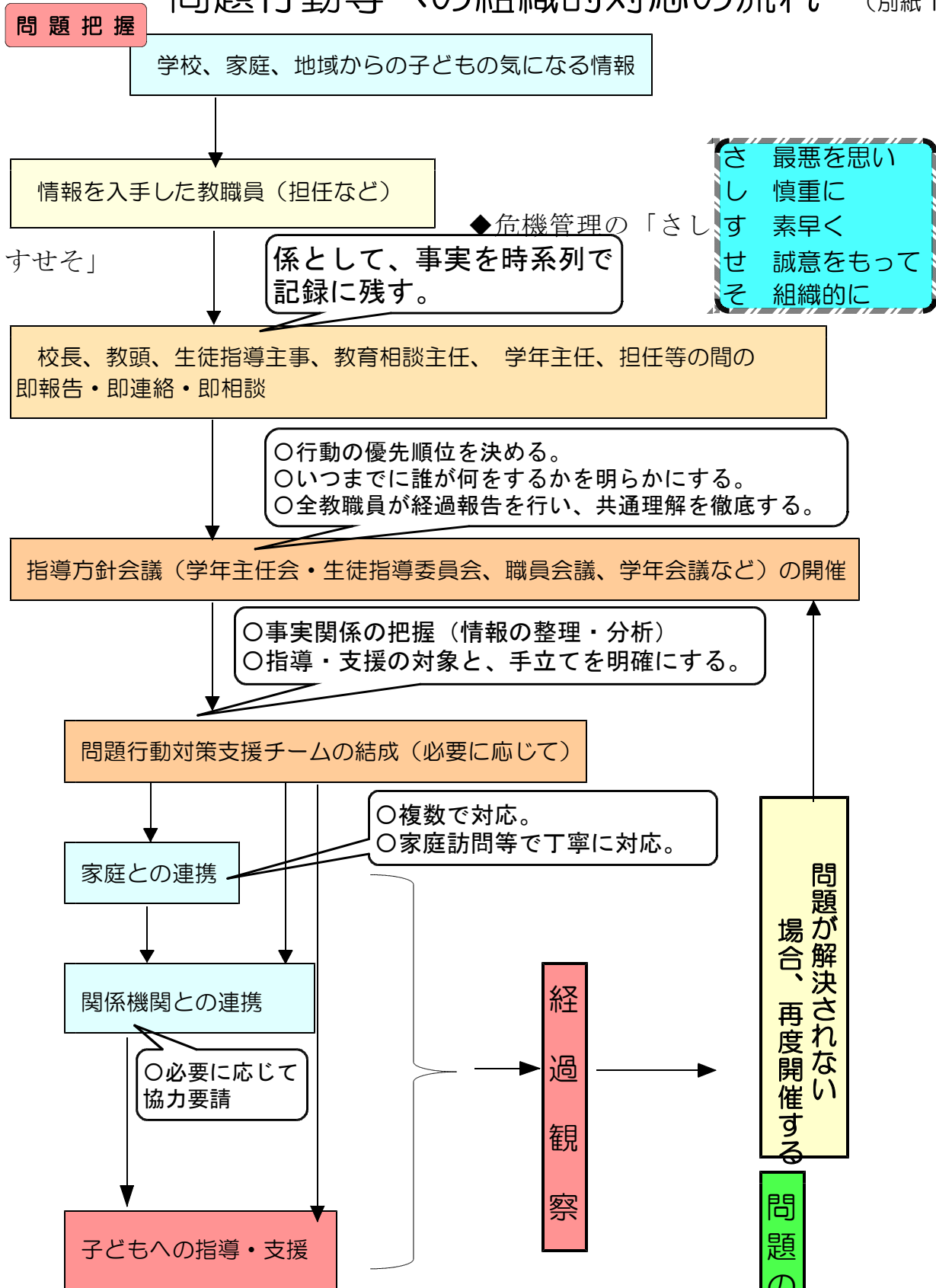
② 対策支援チーム

事案に応じて、適切な教職員をメンバーとする対策支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 組織的対応の流れ(別紙)

# 問題行動等への組織的対応の流れ

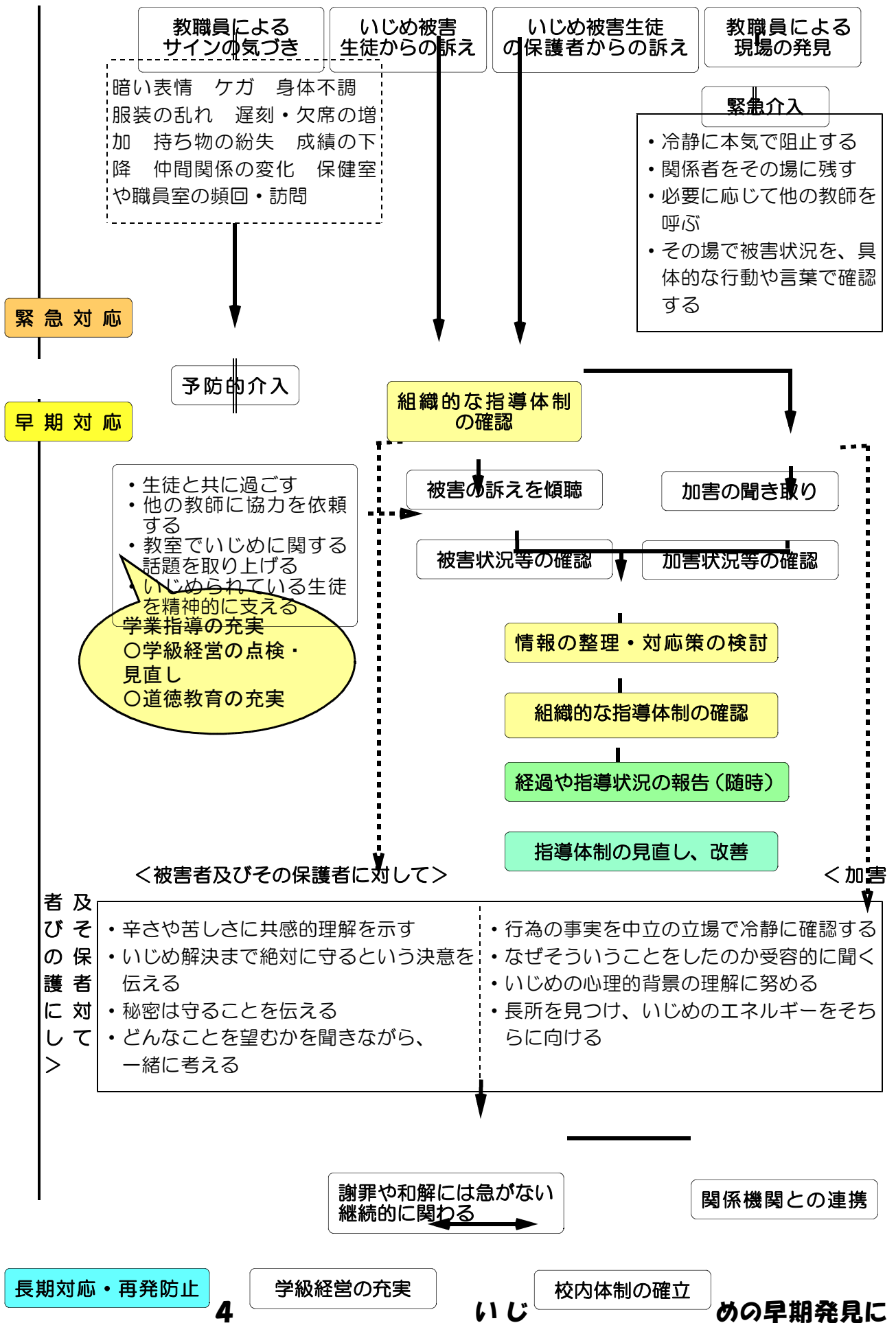
(別紙1)



## 【留意点】

- ①役割分担がしっかりしていて、責任が明確になっていることである。
- ②指示や報告・連絡・相談の系統が明確になっていることである。  
そのうえで、指導・支援方法を共通に理解し、協力して対応にあたることである。

## いじめの気づきと組織的な対応 (別紙2)



## 向けて

### (1) 生徒の些細な変化に気づく取組

- ① 朝や帰りの会、授業中、休み時間などの日々の観察
  - ・生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないよう、アンテナを高く保つ。  
(県教委 「いじめ」の理解と対応 改訂版 P9～10を参照)
  - ・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを把握する。
- ② 教育相談体制の整備
  - ・日常生活の中で教職員が声がけをするなど、日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
  - ・各学級で随時教育相談を行い、生徒の悩みや不安について共有する。
  - ・「相談ポスト」の活用を促し、スクールカウンセラーや悩みごと相談員に相談しやすい態勢づくりを進める。
- ③ 定期的なアンケートの実施
  - ・いじめ問題に関するアンケートを学期1回実施する(6月・11月・2月)

### (2) 気づいた情報を確実に共有する取組

- ① 情報は、客観的な事実と課題を速やかに校長・教頭に報告・連絡・相談する。また、該当学年主任、生徒指導主事にも連絡する。
- ② 毎週の学年主任会や生徒指導委員会、職員会議等で情報交換する機会を行う。

### (3) 情報に基づき、速やかに対応する取組

- ① 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見したときは、すぐに介入しその行為をやめさせる。
- ② 生徒や保護者からの相談や訴えは、真摯に受け止め傾聴する。
- ③ いじめの被害生徒や知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先する。
- ④ 発見したり通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長、教頭、生徒指導主事等に報告する。
- ⑤ 校長は直ちに問題行動対策支援チームを招集し、情報を共有するとともに、役割分担をして事実確認を進める。
- ⑥ 事実確認の結果は、校長が足利市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑦ 事案の解決は、単に謝罪や責任を形式的に問うだけでなく、生徒の人格の形成や成長に主眼を置き、問題の再発防止に対する指導の在り方を重視する。
- ⑧ 被害生徒のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある人と連携した対応を図る。
- ⑨ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、足利市教育委員会と連携を図り、足利警察署と相談して対処する。
- ⑩ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 5 いじめの解決に向けた取組について

※全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた生徒、いじめられた生徒への個別指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにする。また、いじている生徒、いじめられている生徒も双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、双方の家庭の協力を求める。

### (1) いじめられた生徒への対応

- ① いじめられている生徒を守り通す姿勢を明らかに示し、安心させるとともに、誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
  - ② 決して一人で悩まず、必ず保護者や教職員に相談すべきことを十分に指導する。
  - ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
  - ④ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで活動ができる取組を働きかけ、やる気と自信をもたせる。
  - ⑤ 仲直りをして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- ※ いじめられている生徒を守り通す観点から、緊急避難としての欠席等の弾力的な運用を図る。

### (2) いじめた生徒への対応

- ① いじめられた生徒の精神的・肉体的な苦痛を十分に理解させ、『いじめ』が人間として許されない行為であることをわからせる。自ら『いじめ』に気づき反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個々のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聞き、実態を正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめの中心者が、表面に出てこないことがある。いじめの集団内での力関係や一人一人の言動を正しく分析し指導する。
- ④ いじめた生徒が、どんなことがいじめであるのかわかっていない場合がある。何がいじめであるか理解させ、納得させることが大切である。
- ⑤ いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分に理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続している場合には、いじめられている生徒を守るために、足利市教育委員会の指示を仰ぎながらいじめる生徒に対する出席停止や警察等の協力を得た厳しい対応策をとる。
- ⑧ 別の場面では、いじめの被害者である場合がある。その行為に及んだ背景の理解に努める。

### (3) いじめられた生徒の保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真摯に受け止めて、誠意ある対応を心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安や動揺する保護者の気持ちを十分に受け止めて、子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて家庭訪問や個別の面談を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認められることを伝える。
- ⑥ 家庭においても、子どもの様子に十分注意をしてもらい、子どもの小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

### (4) いじめた生徒の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、冷静にいじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役となり、指導の方針を説明し、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、家庭でも十分に言い聞かせてもらうように要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後のかかわり方や家庭教育等の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的な助言をする。

### (5) 周りの子への働きかけ

- ① 自分の問題として捉え、また学級及び学年等、集団全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年全体に示す。
- ③ 周囲ではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめの事実を告げることは、告げ口などではなく、つらい立場にある人を救うことで、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

### (6) その他

県教委 「いじめ」の理解と対応 改訂版 P12～15を参照

## 6 重大事案発生への対処について

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- (1) 足利市教育委員会に報告するとともに、直ちに足利警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の問題行動対策支援チームが中心となり、組織をあげて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市及び県教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- (4) いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、随時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 問題行動対策支援チームを中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

## 7 インターネット上のいじめへの取組について

- (1) いじめ防止の取組（未然防止）
  - ① 生徒のスマホやケータイ等の情報機器、ゲーム機等の携帯端末の使用状況について、実態把握をする。
  - ② インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた、情報モラルの指導を行う。
  - ③ 生徒のスマホやケータイ等の情報機器、ゲーム機等の携帯端末を第一義的に管理するのは家庭であることから、フィルタリングをはじめ、インターネットを使用する場合のルールやモラルについて、保護者への啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- (2) 早期発見の取組
  - ① 家庭では、LINEやメールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインに気づいたら問いかけ、すぐに学校へ相談するように伝える。
- (3) いじめに対する措置
  - ① ネット上に本校及び本校生徒にかかる不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、法務局等の協力を求める。
  - ② 人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。



## 8 県関係の相談機関

栃木県安足教育事務所「いじめ・不登校対策チーム」(相談専用)	TEL0283-23-5479
栃木県教育委員会 いじめ相談「さわやかテレホン」	TEL028-665-9999
チャイルドラインとちぎ	TEL0120-99-7777
家庭支援相談事業「テレホン児童相談」	TEL028-665-7788

## 9 いじめ防止の取組に関する点検と評価

学校は、いじめ防止に関する取り組みの状況に対して点検・評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努める。

- (1) 「いじめの理解と対応」の改訂版の「学校用いじめの問題への取組チェックポイント」を活用し、学校としての対応を評価する。
- (2) 「いじめの理解と対応」の改訂版の「教職員用いじめの問題への取組チェックポイント」を活用し、教職員一人ひとりのいじめに関する対応を評価する。